

令和8年9月臨時記者会見

〔01_学研高山地区に首都機能のバックアップ施設の集積を目指します〕

（資料）<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000042/42706/0909-01.pdf>

市長 【別添資料に基づき説明・挨拶】

【 質疑応答 】

記者 法律では副首都の指定についてはその地域を含む道府県が申請することになっていますが、生駒市を含む奈良県を副首都として県と調整する形になるのでしょうか。

市長 副首都は法律により府県単位とありますが、首都中枢機能の代替地域は、今の段階では府県単位とは記載はありませんので、生駒市として表明しています。ただし、首都中枢機能代替に立候補するには、生駒市だけではできないので奈良県のご理解や、大阪府との連携も必要だと思いますし、けいはんな学研都市として全体の連携やご理解もいると考えています。

記者 今後の調整は、生駒市から奈良県、大阪府、京都府あるいはそれ以外の市町村とも直接接触していくということですか。

市長 全方位でやっていきます。既に奈良県の担当部局とは話をし、昨日、副知事には直接、お話をしに行っています。公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構や地権者団体の役員にもお話をし、全地権者にこの取り組みをやっていくということをお知らせしています。今後、政令が決まってから具体的な話を進めていこうと思っております。

記者 首都中枢機能集積エリアの現在の状態は森林地域ですか。

市長 現状は森や畑などで未開発のエリアです。

記者 どういう機能が求められるかによって開発面積が変わるということですが、市がイメージされている集積エリアの面積はどれくらいですか。

市長 面積規模としては約20ヘクタールから30ヘクタールを想定しています。代替機能のみになるのか、それ以外のものを誘致するのか、国の方針によって変わってくると思います。

記者 首都機能バックアップ施設としては地下も想定されていますか。

市長 首都中枢機能集積エリアですので総理官邸、国会、衆参議員会館、各省庁の事務スペースなど各建物に必要な内容により地上及び地下に建設されるものであると思います。特に総理官邸や防災関連施設などは、自然災害等の様々な危機対応のことを考えると地上と地下になることもあると思います。

記者 地上と地下一体開発ということですか。

市長 地上も地下もある建物を一定整備していかないと理解しています。

記者 通常、平時は何に使われますか。

市長 大変重要なポイントで、国会機能は整備するにしても国会議事堂をつくるのではなく転用できる会議場を作って、国会の代替機能として使うことなど、平時も使っていただける施設をうまく組み合わせ、有事にも対応できるような建物施設のあり方を考えていくことになると思います。

記者 建設に係る資金についてはどうなりますか。

市長 国のバックアップ施設で法律に基づくものになりますので、財政的には国に出していただく部分が大きくなると思いますが、平時に生駒市民や周辺の住民のための機能をどれだけ入れるかによって地域負担も発生するかと思います。地権者も入れた土地区画整理事業で進めていくものですが、国のご支援も大きくいただきながら整備をしていきたいという思いは我々としてはございます。

記者 総工費のイメージはどれぐらいでしょう。

市長 例えば 50 ヘクタール整備する南エリアの総工費が約 200 億円弱とされています。大体半分ぐらいの規模の 20 から 30 ヘクタールとすると、単純計算はできませんが 100 億ぐらいかもしれません。工事内容により変わるのでありますので確定ではございませんが、ひとつの参考数字になるかと思えます。

記者 一般地権者の数はわかりますか。

市長 高山第二工区全体で 1080 人おられますが、今回の赤く囲った対象地域は確定した地域ではありませんので地権者数はわかりません。

記者 対象地の地権者から市が買い上げる予定はありますか。

市長 いろんなやり方があると思いますが、今後検討することになります。

記者 市長が、けいはんな学研都市の第 5 期ステージプランの会議で、けいはんな学研都市のメンバーに報告したということですが、正式な会議名はどうなっていますか。

市長 正式な会議名は、けいはんな学研都市第 5 期ステージプラン検討委員会です。

記者 今回の誘致方針について、大阪府に意向を伝えていますか。

市長 副市長が大阪府庁出身で、大阪府の副首都等の担当者には打診しています。

記者 今回の発表は副首都法の施行に伴って名乗りを上げていると思いますが副首都法の施行から以降は国に対してのアクションは今後ということですか。

市長 国の担当省庁職員との対面での話し合いはこれからになります。9 月 2 日のけいはんな学研都市第 5 期ステージプランが決定した後の第 1 回目の総会で、首都中枢機能代替に立候補するお話はしておりますので奈良県や大阪府も含め、出席されていた国の担当省庁の皆さんには情報は伝わっていると思います。

記者 誘致を実現させるためには国に選んでいただく必要があるということですね。

市長 国に選んでいただくように、これからしっかり説明してまいりたいと思います。

記者 生駒市以外に同様の動きをしている自治体はありますか。

市長 県単位では岡山、富山、栃木と茨城の 4 県が手を挙げているという報道は確認しています。

記者 大阪府と足並みを揃えているのでしょうか。

市長 まだ政令が出ていないので、それらの状況がはっきりしてからになります。

記者 もしかしたら大阪府は全く別の考えを持っている可能性もあるということですか。

市長 国の方針が出てから議論が深まっていくことになると思います。現時点では奈良県には生駒市の思いを伝えて政令が出てから議論していこうとなっています。大阪府は関西広域連合の中心として万博開催時と同じように、関西の他地域と連携していく視点をお持ちですので、意見交換をする機会も出てくると思っています。関西の中でもけいはんな学研都市はその中枢機能を担っていくのではないかと考えています。

記者 先ほど 4 つの県で意向を示しているということですが、市単位ではありますか。

市長 確定的なものではないですが、おそらく生駒市が市単位では全国でも初めてと思います。

記者 全体の土地利用計画では、どのように計画を進められるのでしょうか。

市長 開発はブロック単位で大体 50 ヘクタール弱ずつぐらいブロックに分けて整備をしていくこととなります。はじめに南エリア、ゲートエリア、F エリア、その後、順次ブロック単位での開発となります。

記者 4 つの県が手を挙げているとのことですが、それらの 4 県に比べアピールする部分を教えていただいてよろしいですか。

市長 地震などの災害に強いこと、関西の真ん中に境界が確定をしている広大な敷地があり、6 割を生駒市が持っていること、誘致したい機能に合わせて開発設計のデザインも自由度があり、比較的交通の利便性があるところなどに優位性があると思っています。

もう一つは大阪との連動性で、大阪湾岸部の夢洲から再開発中の森ノ宮を経て、東西軸を電車一本でつながっていることなどから、副首都機能の一翼を我々の地域が担うような位置づけになるかもしれないですし、副首都機

能の一翼を担わずとも首都中枢機能代替地域として大阪と連動できるところが強みだと思っています。

副首都機能を担えるのは大阪であると思いますが、災害時のバックアップ機能が十分果たせるのかという部分については、けいはんな学研都市が役割を担えると考えています。また、仮に大阪に副首都が来なかったとしても首都中枢機能代替地域としての役割をけいはんな学研都市が担うことはできるということです。

記者 仮に大阪含めた一連のエリアが副首都にならなかったとしても、首都中枢機能代替地域としてのバックアップ機能ということでの立候補は変わらないということですね。

市長 副首都は府県単位ですが、この首都中枢機能代替地域は、県単位とは書いていないので生駒市として手を挙げさせていただいていますが、今後その副首都法の国の方針を見ないとわからないということです。

記者 いつ決まるのでしょうか。

市長 国の基本方針が1年以内で、令和13年3月31日までに集中的に条件整理を進めることは書かれています。

記者 選定に向けた条件整理ということで、ポテンシャルがあるだけで選定に臨むというものなのか、あるいは地権者との関係を整理し合意をまとめた上で、公募に臨むのか、どのように進めていかれるのですか。

市長 国の政令が10月下旬にかけて出てくるとともに、国の基本方針は1年以内というスケジュールはでています。また、令和13年3月までに集中的に条件整理をしていくというのが、国の方針であります。

地権者の役員の方には、お集まりいただき直接説明をしました。役員の皆様には今回の方向性について非常に喜んでいただいて、満場一致の拍手で頑張ろうとご賛意を強くいただきました。また、1080人の全ての地権者の皆さんにも今回の説明資料を全員に郵送しております。

今後、具体的な話が決まってくればご質問やご意見も出てくると思いますが、地権者とも非常に良い関係で今動きがとれていると考えております。

記者 国の決定が、かなり先になりますが赤い対象地域の地権者で準備組合作るとか、合意をまとめるなどの準備も進めていかれるのでしょうか。

市長 国の動向をみながら組合の土地区画整理事業の方は進めていきたいと思っています。

記者 首都中枢機能代替地域というのは、副首都法の中で定義されてるエリアになっているのですか。

市長 これは副首都の区域とは別に設けるということです

記者 わかりました。ありがとうございます。